# 第8回志摩市景観審議会 議事録(概要版)

		男 8 四心學「京観番職会」
会議の名称		第8回志摩市景観審議会
開催日時		平成 31 年 3 月 1 日 (木) 午後 2 時 00 分~
開催場所		志摩市役所 6 階 602·603 会議室
事務局		志摩市 建設部 都市計画課
出	委員	【出席委員】浅野 聡、林 州啓、内田 清隆、鈴木 洋子、田邉 学、井上 麻紀、出口 禎
席		子、松井 源紀、井上 恵子
者		【欠席委員】なし
	事務局	森本 浩 (建設部長)、濵口 大介 (都市計画課 課長補佐)
		坂口 裕康(都市計画課 都市計画係長)、山本 陽平(都市計画課 都市計画係)
公開	・非公開	公開 傍聴者数 0 人
非公開・一部非公開の		志摩市情報公開条例第9条に規定する情報が含まれる個別案件を審議するため
場合の理由		
	一開会一	
	事務局ほか	○事務局の挨拶
		○自己紹介(各委員・事務局)※委員の委嘱替えがあったため
		○審議会の開催要件の確認
		・出席者9名、欠席者0名
		・志摩市景観規則第24条第2項の規程を満たすことの報告
		○本日の時間スケジュールの説明
		○本日の議題の確認
		○本日の配布資料の確認
		議事(1)「会長・副会長の任命」について ※志摩市景観規則による
事務局(濵口)		・委員の委嘱替えによる会長、副会長の再選出
		・立候補がなければ、事務局として、以前から会長をしていただている浅野委員を会
		長に、副会長を林委員に引き続きお願いしたいと思うが、いかがか。
	九五日	
	各委員	○ご意見、ご質問
		・異議なし。
1	耳務局(濵口)	   ○会長・副会長の決定(会長:浅野委員、副会長:林委員)
7	*伤问(恨口 <i>)</i>	(※席の移動)
		(※議事進行を浅野会長に交代)
		(次成事歴1)を依断云文に文刊()
	浅野会長	○会長就任の挨拶
	仅为云文	○云尺帆圧の扶物

## 議事(2)「志摩市景観計画に基づく届出件数」について(H30)

### 事務局(山本)

- ○事務局の説明
- 資料1に基づき説明。
- ・具体的に届出のあった事例などを写真も交えながら紹介。

## 事務局(山本)

- ○「はじめに 景観計画の概要」について
- ・届出対象となるものの種類や規模について説明。
- ・外壁や屋根の色彩基準について、表や円グラフで説明。

## 事務局(山本)

○景観条例に基づく届出及び通知状況 (H30.4.1~H31.2.27)

(民間事業者からの届出)

- ・平成30年度の届出総数は現在44件。
- ・太陽光関係が一番多くを占めており、工作物 20 件、造成 8 件。 (※全体 44 件のうち、半数以上が太陽光発電に関する届出である。)
- ・太陽光関係で大規模なメガソーラーの案件もある。
- ・行為の場所について、A3地図資料で確認。
- ・太陽光関係は磯部町の山間部や阿児町国府地区の海抜の低い地域に多い。
- ・太陽光関係の他に、携帯基地局が増えてきている。県内でも同様の傾向。
- ・一方で英虞湾周辺などの眺望保全地区内で問題となるような案件はなかった。

### (官公庁からの届出・通知)

- ・平成30年度の届出総数は現在5件。
  - (例) 学校や保育所などの改修に伴う外壁の塗り替え

道路工事によって発生した残土の埋め立てによる土地の形質変更 など

・特に景観上で問題となるような案件はなかった。

## 事務局(山本)

- ○過去3年間にわたる届出件数の推移について
  - ・過去3年間の届出件数をグラフで確認。
  - ・平成28年度: すべての届出件数が過去3年の中で突出している。
  - ・平成29年度:太陽光関連も含め、届出件数が減っている。

(※市が太陽光発電を抑制する条例をつくったことが影響しているのではないか。)

・平成30年度:太陽光発電を含み、若干の増加傾向となっている。

## 事務局(山本)

- ○届出事例(建築物の新築、改築、色彩変更など)※H30
  - ・届出規模の確認。(高さ 10m を超えるもの、又は建築面積 500 ㎡を超えるもの)
  - ・一般住宅はほとんど該当せず、工場や学校、アパートなどの大きな建物が対象。
  - ・ 具体的な届出事例

#### (事例1)

a. 届出の内容: 倉庫の新築

b. 行為の場所:磯部町恵利原地内

- c. 建築面積: 1,464.5 m²
- d. 敷地面積: 3,939.76 ㎡
- e. 景観計画区域:「山地・里山ゾーン」「沿道ゾーン内陸型」
- f. 景観形成基準:
- ①周辺の建築物等や地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とすること。
- ②壁面は立地条件にあわせて、後退させるか、周辺の建築物等の位置を揃え、周辺の景観との調和に配慮すること。
- g. 景観上で配慮していただいた点:
- ①防風林より低い建築に配慮し、稜線を乱さないように配慮した。
- ②壁面の位置をできる限り後退させた。
- h. 景観上での指導に対応していただいた点:
- ①屋根材の明度が基準値以上であったため、指導したところ、基準値以内へ変更 していただいた。
- ②敷地を囲うフェンスについて、当初は緑色での計画だったが、茶色系にしてほ しいということで指導したところ、配慮していただいた。

## (事例2)

- a. 通知の内容:建築物の色彩の変更(※安乗保育所の外壁の塗り替え)
- b. 行為の場所: 阿児町安乗地内
- c. 建築面積: 940.60 m<sup>2</sup>
- d. 色彩の変更面積: 屋根部分 385 m<sup>2</sup>、外壁部分 652.9 m<sup>2</sup>
- e. 景観計画区域:「里海・熊野灘沿岸ゾーン」
- f. 景観形成基準:
- ①色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること
- g. 景観上で配慮していただいた点:
- ①外壁・屋根の色とも雲の色に近い灰色系の色彩で統一していただいた。
- h. その他:
- ①公共事業として、建物の色の塗り替えなどをする際には、ほとんどが景観に影響のない色彩で計画されている。(※学校や保育所など)

#### (事例3)

- a. 通知の内容:建築物の色彩の変更(※アパート)
- b. 行為の場所: 阿児町鵜方地内
- c. 建築面積: 488.5 ㎡
- d. 高さ:20m以上
- e. 色彩の変更面積:外壁部分でA棟5,042 m<sup>2</sup>、B棟2,380 m<sup>2</sup>
- f. 景観計画区域:「山地・里山ゾーン」
- g. 景観形成基準:
- ①色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- h. 景観上で配慮していただいた点:

- ①周辺の建築物と調和をとれる色彩ということで、隣接する消防署との色の調和 に配慮していただいた。
- i. その他:
- ①当初に景観届の提出を忘れており、その後、届出が必要であることが判明し相談があった事後届出案件である。色の決定前であったため、相談の結果、周りの建物との調和を配慮しながら、外壁の色彩基準値内で色を決定。

## 事務局(山本)

- ○届出事例(工作物として太陽光発電施設や柱の新設)
  - ・届出総数数は29件(届出28件、通知1件)※H30.4.1~H31.2.27
  - ・太陽光関係と携帯基地局の設置が多くを占め、その他水道タンクの塗り替えなど。
  - ・太陽光パネルなどの色彩計画はほとんどが落ち着いた色で計画されている。
  - ・ 具体的な届出事例

## (事例1)

- a. 届出の内容:太陽光発電施設の新設(メガソーラー)
- b. 行為の場所: 阿児町立神地内(市道中山1号線沿い)
- c. 築造面積: 10,874 m² (※築造面積 500 m²以上が届出対象)
- d. 敷地面積: 28,218 ㎡
- e. 景観計画区域:「里海・熊野灘沿岸ゾーン」
- f. 景観形成基準:
- ①周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠と すること。
- ②反射性のある素材の使用を避けること。
- ③色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- g. 景観上で配慮していただいた点:
- ①防眩仕様と反射防止コーティングのパネルを使用。
- ②パネルは濃紺色を使用することによって落ち着いた色として、敷地を囲うフェンスについても、目立たないようにダークブラウンを使用。
- h. その他:
- ①当該地は、周辺には観光地や民家等がなく、一般道からも 80m 離れていることから、人目に触れる機会が少ない施設となっている。

### (事例2)

- a. 届出の内容:携帯電話基地局鉄塔の新設
- b. 行為の場所: 志摩町片田地内
- c. 高さ:14.9m (※10メートル以上が届出対象)
- d. 景観計画区域:「里海・熊野灘沿岸ゾーン」
- e. 景観形成基準:
- ①色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ②周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠と すること。

- f. 景観上で配慮していただいた点:
- ①柱やフェンス、下部の機器類は灰色系とした。
- ②高さや規模を最小限とした。

### (事例3)

- a. 届出の内容:携帯電話基地局鉄塔の新設
- b. 行為の場所:磯部町泊間地内
- c. 高さ: 25.0m (※10メートル以上が届出対象)
- d. 景観計画区域:「山地・里山ゾーン」
- e. 景観形成基準:
- ①色彩は落ち着いたものとし、周辺の景観との調和に配慮すること。
- ②周辺の建築物等や地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠と すること。
- f. 景観上で配慮していただいた点:
- ①周囲が山のため、色を全体的にこげ茶にした。
- ②高さや規模を最小限とした。

## ○ご意見、ご質問

### 浅野会長

- ・携帯電話基地局の届出はどの会社から多く出ているか。
- ・携帯電話基地局は、設置し尽した状況であるか。

## 事務局(山本)

- ・KDDI(au)が多く、県内でもKDDIが多いようである。
- ・覚えている範囲では、ソフトバンクが1件で、KDDIが4~5件(H30)。
- ・現在でも問合せは多い。
- ・新設以外に、色を塗り替えるなどの小規模な届出もある。

## 浅野会長

・携帯電話基地局の鉄塔で、「高さ・規模を最小限とした」とあるが、当初案はもっと 大きかったのか。

## 事務局(山本)

- ・指導によって最小限にしてもらったという訳ではない。
- ・事務局ではそれが最小限なのかどうかまでは分からない。

## 浅野会長

- ・事業者は申請書に最小限と書くと思うが、恐らく最小限ではないと思う。
- ・審議会の資料について、数年後に資料を見直した時に、当初案では大きかったものを 担当者が指導して小さくしてもらったと誤解されてしまう可能性があるので、この ようなニュアンスでは書かない方が良いと思う。

#### 林副会長

- ・事業が完成した時には、写真や完成届などを出してもらっているのか。
- ・建物の色彩が、届出と違うという事はあるのか。

## 事務局(山本)

- ・完成届を1枚出していただいている。また、写真も何枚か載せてもらっている。
- ・完成届は忘れられる事が多いので、届出から時間が過ぎているときには、終わってい たら出して下さいとお願いしたこともある。
- ・完成届が提出されたら、最終的には現地確認し、届出があった計画と比べて相違がないかは確認している。

#### 田邉委員

・建築物の新築と塗り替えが何件かあり、いずれも外観は単色で構成されているが、これは、色数を減らしなさいという指導をされたのか。それとも、たまたま単色なのか。

### 事務局(山本)

- ・基本的に保育所などの公共施設は基本的に派手な色にはしていないので、予算の都合もあると思うが、もともとの計画からこの様な色彩であった。ただし、写真の黄色い部分については、5分の1未満の範囲のアクセント色ということで認めている。
- ・アパートの事例では、特にこれ以外の色彩を使いたいというのはなかった。

### 田邉委員

・保育所の例を伺って安心したが、施設によっては、用途の特徴を表すような色彩を使 うこともあると思うし、アパートの事例では、周りの建物と比べると規模が大きいの で、場合によっては色を塗り分けることも景観形成上は効果がある。よって、必ずし も1色だけが良いということではないと思うので、それを確認したかったのが質問の 主旨だった。

### 議事(3)議案審議

「志摩市景観計画の改訂(案)に対する意見聴取について(諮問)」

## 事務局(山本)

- ○事務局の説明
- ・資料2に基づき説明。
- ・第1号議案の詳細について説明。
- ・パブリックコメントの実施結果の報告。(H31.1.22~H31.2.20) 出された意見「0件」
- ・都市計画審議会 (H31.2.22) への諮問結果の報告。 答申「異議なし」
- ・井上委員を除く、前回からの委員には、すでに年明けに最終案を配布し、最終確認を していただいている。よって、問題なければ、その内容で最終答申をいただきたい。
- ・都市計画審議会の意見による若干の修正内容を報告。
  - a. 表紙の一番右の写真の差し替え(合歓の郷の写真→賢島の写真)
  - b. 1 ページ 3 段落目:字句の修正 (「平成 16 年度」→「平成 16 年」)
  - c. 9 ページ: 「県道安乗港線」を地図に追加。
  - d. 11 ページ: 地図上の破線部分をわかりやすく修正。(22 ページも同様)
  - e. 13ページ:写真の差し替え(天の岩戸の写真をよりわかりやすい写真へ)
  - f. 40 ページ:字句の修正(「天空カフェテラス」→「横山天空カフェテラス」)

(参考 21 ページと参考 22 ページも同様)

### ○ご意見、ご質問

浅野会長

- ・市民へのパブリックコメントでも特に意見がなく、都市計画審議会にも諮問して了承 を得ている。また、景観審議会でもこれまで議論をした内容で、その後は特に問題な いということなので、手続き的には、本日確認をして頂いて問題なければ答申した い。
- ・都市計画審議会で出された意見に対する修正については、計画の中身ではなく、表現の修正であるので特に問題はないと思うが、何か質問などはあるか。

各委員

(※特になし)

浅野会長

・景観審議会から「異議なし」という答申を市長にしたいと思うが、よろしいか。

各委員

異議なし。

浅野会長

・原案のとおり市長に答申するということで対応させていただく。

事務局

(※事務局から答申書(案)を配布。)

事務局(山本)

- ・ 答申書 (案) の説明。
- ・会長名を浅野会長とし、配布した答申書(案)で最終答申とさせていただく。

各委員

(※答申書案の確認)

浅野会長

・各委員に答申内容を確認して頂いたので、この内容で市長に答申することとする。

議事(4) 志摩市景観計画(景観形成基準解説書 改訂案) について ※議事(4)~(5) は事務局から続けて説明。

## ○事務局の説明

事務局(山本)

- ・資料3に基づき説明。
- ・志摩市景観計画景観形成基準解説書(案)の改訂概要について説明。
- ・前基準解説書に太陽光と風力発電の関係を追加した部分がほとんどである。
- ・これまでの審議会での意見を反映したものとなっている。
- ・基準については、すでに運用している内容も多い。
- ・風力発電施設については、2年前程に計画があり、以前の審議会でも少し触れたが、 景観審議会として審議した結果、基準を設けて、相手方へ指導している。その後、何 度か問い合わせがあったが、具体的に計画が進んでいない。今後、この計画ができれ ば、新たな指導もできる。
- ・改訂した基準解説書(案)の具体的な内容について説明。

a. 太陽光発電施設に関する基本的基準 (規模): すべての地区 「太陽光発電施設の最上部は、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよ

う配慮すること。」

(具体的な配慮の例)

- ①太陽電池モジュールの高さは、できる限り低く抑え、周囲の景観から突出しないようにする。
- ②太陽電池モジュールを勾配屋根に設置する場合は、屋根から突き出さないように設置する。
- ③太陽電池モジュールは高さを低く抑えると共に、向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。
- b. 太陽光発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等): すべての地区 「太陽光発電施設は、植栽等で目隠しを行うなど、道路等の公共の場所から容易 に目立たないよう配慮する。

## (具体的な配慮の例)

- ①行為地が自動車や歩行者等の交通量の多い道路や公園などの公共の場所から 見える場合や民家等に隣接する場合は、植栽等で目隠しを行うなど、できる限 り直接見えないようにする。
- ②屋上に設置する場合は、太陽電池モジュールの最上部をできる限り低くする とともに、目隠し等の修景を図る。
- ③歴史的集落や農漁村集落、市街地、観光保養地に近接した場所に設置する場合、太陽電池モジュール(土台や支柱を含む)の存在感が軽減するよう、植栽等による目隠しや配置を工夫する。
- c. 太陽光発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等):沿道ゾーン 「太陽光発電施設(柵塀等を含む)は、敷地境界からできる限り後退し、圧迫感 の軽減に配慮すること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①太陽光発電施設は、敷地境界からできる限り後退し、必要に応じ植栽などにより修景する。なお、後退距離の目安は、隣地との境界から 3.0 ㎡以上とする。ただし、隣接して建築物がある場合は、その土地の境界から 5.0 ㎡以上とする。
- ②柵塀等を設置する場合は、道路(農道、林道、自転車道等を含む)の沿道に直接面して設置せず、圧迫感回避のため、緩衝帯などによって一定の後退距離を確保する。なお、後退距離の目安は、道路境界線から5.0 m³以上とする。
- d. 太陽光発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等): 山地里山ゾーン 里海熊野灘沿岸ゾーン

「誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを 得ず設置する場合は、人工物(土台や支柱を含む)の存在感や反射光を軽減させ る工夫をすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避ける。
- ②やむを得ず設置する場合は、パネルの反射光などにより誇れる視点場からの 眺望景観を阻害しないよう、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュー ルを分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在 感を軽減させる工夫をする。
- e. 太陽光発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等): 横山展望台眺望保全地区 桐垣展望台眺望保全地区

「誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。やむを 得ず設置する場合は、人工物(土台や支柱を含む)の存在感や反射光を軽減さ せる工夫をすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①誇れる視点場から望見できる場所や山の斜面への設置は避ける。
- ②やむを得ず設置する場合は、パネルの反射光などにより誇れる視点場からの 眺望景観を阻害しないよう、施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュール を分散して配置したり、植栽するなど、人工物(土台や支柱を含む)の存在感 を軽減させる工夫をする。
- f. 太陽光発電施設に関する基本的基準 (形態・意匠): すべての地区 「太陽光発電施設等を使用または設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①周辺の景観と調和するようできる限り目立たずに周辺に溶け込むデザインと する。
- ②外壁に設置する場合は、建築の外壁と太陽電池モジュールが調和したものとする。
- ③歴史的集落において、太陽電池モジュールを屋根に設置する場合は、和風の瓦 屋根に調和するものとする。
- g. 太陽光発電施設に関する基本的基準(色彩・素材): すべての地区 「太陽光パネルの色彩は、黒、ダークグレー又は濃紺色の目立たない色彩とすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①太陽電池モジュールの色彩は、周囲の景観との調和に配慮した、低明度かつ低彩度で目立たないものとし、原則として、黒、ダークグレー又は濃紺色の中から選択する。
- ②太陽電池モジュールは、低反射(反射光を抑える処置がなされたもの)で、文字や絵、図等が描かれていないなど、模様が目立たないものを使用する。

- ③建築物の屋根や外壁に設置する場合は、建築物の屋根や外壁の色彩を太陽電 池モジュールと調和するものとする。
- h. 太陽光発電施設に関する基本的基準(色彩・素材)※附属物等:すべての地区「太陽光発電施設等のフレームや架台、脚部、附属設備、フェンス等は、道路等の公共の場所から用意に目立たないように、位置や形状、色彩に配慮すること。ただし、遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど、周辺景観との調和に配慮した場合はこの限りでない。」

## (具体的な配慮の例)

- ①フレームや架台の色彩は、太陽電池モジュールと同様に、周囲の景観と調和した色彩とする。
- ②パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の附属設備の色彩は、周囲から 太陽光発電施設が見えないような措置等を行う場所を除き、ダークブラウン 等、周囲の景観と調和した色彩(建築物に設置する場合は、建築物と一体的に 見える色彩)とする。
- a. 風力発電施設に関する基本的基準(規模): すべての地区

「規模はできる限り小さくし、尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等において は、スカイラインやその他の眺望に対して過大でない規模とすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう 配慮する。
- ②尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにする。

#### (※参考)

これまでに志摩市に相談のあった件については、規模は大規模なものでなく、小規模なものでの計画となっている。

b. 風力発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等): すべての地区

「地形、植生等の地物を活かし、風力発電施設が目立たない位置に配置すること。」

「風力発電施設を複数設置する場合は、立地等の状況に応じて整然と配置すること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①複数基の風車を設置する場合は、雑然とした印象を与えないように整然と配置する。
- ②既存の地形や植生等の地物により風力発電施設が公共空間から目立たなくなるよう、行為地の選定や設置位置を工夫する。
- ③眺望景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等)での設置 は出来る限り避ける。

c. 風力発電施設に関する基本的基準(配置、緑化等): 横山展望台眺望保全地区 桐垣展望台眺望保全地区

「視点場から見た場合に、英虞湾への眺望景観を遮らないように配置の工夫をすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ① 誇れる視点場から英虞湾への眺望景観を遮らないよう、尾根線上や海岸沿い 等への設置はできる限り避ける。
- d. 風力発電施設に関する基本的基準(色彩、素材): すべての地区

「目立たない色彩(溶融亜鉛めっき及び低光沢処理(リン酸塩処理)を施し、外装色がつやのないグレー(N4.5程度))や反射の少ない素材を採用するなど、 景観に配慮したものとすること。附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること。」

## (具体的な配慮の例)

- ①風力発電施設の色彩は、溶融亜鉛めっき及び低光沢処理(リン酸塩処理)施し、外装色がつやのないグレー(N4.5 程度)となるようにする。(メンテナンスも含む)
- ②反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。
- ③附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とする。(メンテナンスも含む)なお、ナセル及びブレードについては、色の変更が不可能である旨のデータ(試験結果等)の提出により合理的な理由が認められる場合を除いて、工作物の表面処理に係る色彩と同等の色彩で外観を統一する。

### 議事(5) 志摩市における太陽光発電施設及び

風力発電設備の設置に関する景観形成ガイドライン(案)について ※議事(4)~(5)は事務局から続けて説明。

## ○事務局から説明

- ・資料4に基づき説明。
- ・太陽光発電、風力発電に関する景観形成基準の内容を更に詳細にまとめたガイドライン (案)であり、景観計画区域別に基準もまとめている。
- ・基本的には資料3と同じような基準で記載しているが、加えて、4ページにある「維持管理」の項目を追加している。内容はこれまでの審議会でもご意見いただいたが、今後、10年、20年先に太陽光発電施設が風化、劣化していくことも課題となってくるということで、管理責任の内容を記載している。具体的には、定期的に保守点検を行うとか、撤去に関する計画を定めて、撤去の必要が出てきた場合は、長時間放置することがないように設置や施設管理者、敷地保有者等が適切に撤去してもらえるよう事前に計画を立てるという内容である。
- ・今後はこれを活用しながら業務を進めていきたい。

### ○ご意見、ご質問

## 田邉委員

- ・志摩市の景観計画は、基準解説書で丁寧に解説しており、特に、漫画的な解説で基準の意図を具体的に分かりやすく解説している所が特徴である。その中で、太陽光発電施設のスライド19番「配置と緑化」に関する解説について、元は稜線を侵すような高い位置にあったものを、規模を縮小して低い位置に移動させるという主旨だと思うが、この図の場合、海岸線に近付けているような絵にも感じられるので、人によっては、山の奥は駄目で海岸に近付ければ良いのかという見方をされないか、その点が少し心配である。
- ・スライド42番「風力発電施設の色彩」について、この絵では青いものも灰色に変えている絵になっているが、これまでの審議会の議論では、志摩市の場合は深い緑を背負う位置で真っ白な風力発電施設の機械が建つのは景観的に宜しくないという事であった。よって、背景に緑がある中で、真っ白なものがグレーになったことで景観に馴染んだという絵になると、意図が伝わると思う。全体として、基準等に関して異論はないので、今後に期待をするが、絵の部分で誤解を招く恐れのある表現は、調整して頂くと良くなると思う。

## 事務局(山本)

・ご指摘のとおりに修正させていただきたい。

## 浅野会長

・修正ができたら田邉委員に確認していただきたい。

### 事務局(山本)

・了解した。田邉委員に確認し、了承いただいてから印刷に入りたいと思う。

・最終の完成品は、あらためて後日に委員の皆様にお配りする。

## 田邉委員

### 浅野会長

- ・丁寧にガイドラインをつくっていただいているので、運用を開始して、事業者から何 か意見が出てきたら、適宜見直していただければと思う。
- ・ガイドラインの補足なども考えいただいて、充実した内容になればと思う。

## 議事(6)「その他」について

#### 事務局(山本)

- ○事務局の説明。
- ・改訂版の冊子について、今後、最終の誤字脱字などのチェックが済み次第、印刷発注 にかかりたい。完成後、委員にはあらためて配布させていただく。
- ・他の解説書等については、冊子にする予算が確保できなかったので紙資料となる。
- ・今年度の審議会について、今回が最後ということで、景観計画の改訂についても一区 切りになるが、来年度についても審議会を数回ほど開催したいと思っている。特に来 年度は景観教育や景観保全の普及啓発活動について、少し予算が確保できたので、夏 休みにポスターなどを子どもたちに描いていただき、例えば、入選した作品をクリア ーファイルに印刷したり、手提げカバンに印刷したりできればと考えている。最終的 にどのようなものになるかはわからないが、ポスターの選考をするとなった場合に

は、できれば景観審議会でのご意見もいただきたく、その時には審議会も開催させて いただきたい。

・その他、今後、特に景観上で問題となるような案件が発生してきた場合には、その都 度、審議会を開催させていただくこともあるので、よろしくお願いしたい。

浅野会長

・絵画コンクールを予定されているということか。

事務局(山本)

・詳しくは決まっておらず、絵画コンクールという名前になるかも分からないが、学校 と連携していきたいと考えている。

浅野会長

- ・やる時には早めに委員の皆さんに伝えていただきたいと思う。
- ・参考に、三重県内で小中学生を対象にした景観絵画コンクールを行っているところには全て関わっている。松阪市が最初に始めて、次は伊勢市で、津市も新年度から始める予定である。ただし、今の小中学生は夏休みの宿題が多いので、そこに新しく景観絵画コンクールの宿題を加えてもらうのが大変で、松阪市でも最初は教育委員会との協議に苦労したと思う。

事務局(山本)

・ポスターの宿題はいくつかの中から選ぶ形なので、その中で景観のポスターを選んで もらう形にできれば思っている。

浅野会長

・継続していくと学校の先生方が子どもたちに推薦してくれる様になる。松阪市はかなりの数が集まるようになり、伊勢市も継続してかなり集まっている。表彰式では市長から賞状を渡すが、小中学生には両親も一緒に来てくれるので、家族みんなに景観計画をPRできる。子どもたちも良い景観を選んでくれているので、景観施策にとっても効果がある。

事務局(山本)

・場所は事務局が指定するのではなく、好きな景観を描いてもらう方が多いのか。

浅野会長

- ・どちらのやり方もあると思う。重点地区を指定している場合は、重点地区を描いてくださいという方法もあると思うし、一切自由に描いてもらう方法もある。例えば、志摩市では眺望保全地区を指定しているので、そこに限定して描いてもらわなくても良いと思うが、この機会に眺望景観を見てほしいと勧めると、家族で眺望景観を見に行ってくれるので、それが普及につながると思う。良い取り組みだと思うので、定着してほしい。
- ・最近、小中学生も一緒になり景観を良くしようという自治体は増えてきている。そのような動きがあったら委員の方々からもご意見をいただきたいと思う。 志摩市の景観計画が子どもたちにも分かってもらえて普及していくように、知恵を拝借できればと思うので、よろしくお願いしたい。
- ・最後に、今回は眺望景観保全地区を見直し、太陽光発電施設、風力発電施設のガイドラインもできたので、今後は、以前から課題になっている重点地区の指定や景観重要

	建造物の指定に向けて軌道を戻していただければと思う。そして、住民同意が得られて重点地区指定ができればいいと思っているので、よろしくお願いしたい。
浅野会長	○閉会の挨拶
	~終了~